

お知らせ

乗つて増やそう湖北のダイヤ!

湖北地域の鉄道の利便性向上をめざして、「鉄道を活かした湖北地域振興協議会」では、地元利用の促進や観光誘客を目的とする取り組みを行っています。23年度は次のこと取り組みました。

高齢者へのICOCA普及促進調査

自動車運転免許を返納された高齢者を対象にICOCAカードを提供し、アンケートに協力いただきました。
→64人に交付。

鉄道の旅補助・エコポイント

湖北地域管内小学校の校外学習や、小中高等学校的クラブ活動などで鉄道を利用した場合に、鉄道旅費の一部を補助しました。
→24団体、6,433人に補助。

JRへの要望活動

JR西日本・JR東海を訪問し、運行ダイヤや施設の改善、観光事業への協力を要望しました。
→春のダイヤ改正で朝の通学ダイヤが増便。

北びわこ周遊観光キャンペーン

春・夏・秋・冬のSL北びわこ号の運行に合わせ、湖北の観光スポットを巡回するバスを運行し、京阪神のJR各駅に観光パンフレットを設置しました。
→SLバス：のべ14日、922人利用。

レンタサイクル運営

駅相互間で乗り捨てても可能なレンタサイクルを市内各駅(田村駅を除く)に配置し、観光やビジネス利用促進に努めました。
→べ5.810台利用。

『わたしたちのまちの鉄道・駅』絵画コンクール

湖北地域の小学生を対象に、鉄道にちなんだ絵画を募集し、78点の優秀作品を各駅及び長浜鉄道スクエアに展示しました。
→応募総数233点、入選作品24点。

そして平成24年度は、次のこと取り組みます。
(予定)

- JRへの要望活動
- 戦国大河ふるさと博などとタイアップした北びわこ周遊観光キャンペーンの実施
- レンタサイクルの運営
- こども鉄道絵画展の開催
- 高齢免許返納者ICOCA交付、鉄道の旅補助など

【都市計画課交通対策室
(☎65-6562)

切符の購入で地元に貢献!

【参考】U.S.Jスタジオバス(1日用)

通常価格 大人6,400円
「U.S.Jきっぷ」7,500円
(JR乗車券+U.S.J入場券) 長浜、木ノ本駅で発売中です!
往復のJR西日本普通乗車券に「ユニバーサル・スタジオ・バス(1日用)」がセットになつたお得なきっぷです。大阪駅や天王寺駅で途中下車できるよう自由周遊区間も付いています。

耳より情報

お得なきっぷ紹介

「JR乗車券+U.S.J入場券」長

お知らせ

この制度の対象となるのは、「平成24年4月1日現在、65歳以上の年金受給者で、前年中の年金所得にかかる住民税の納稅義務のある人」です。ただし、年金からは所得税のほか、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料などが引き落とされますので、これらの税金・保険料を差し引いたうえで、残りの年金額から該当する住民税額を引き落とせる人だけを変更するもので、新たな税の負担が生じるものではありません。

この制度は、対象となる人の住民税の納付方法を変更するもので、新たな税の負担が生じるものではありません。

この変更は今年の10月支給の年金から適用されます。



対象：4月1日現在65歳以上の年金受給者のうち住民税の納稅義務のある人

年金からの住民税の引き落とし（特別徴収）が新たに始まる人へ

【よくある質問】

問 引き落としの対象とならない年金は？

答 障害年金および遺族年金など非課税の年金からは、住民税の引き落としはされません。

問 引き落としをされる住民税額は？

答 引き落としをされるのは、年金所得の金額から計算した住民税額のみです。給与所得や事業所得などに対する住民税額は、これまでどおり給与からの引き落とし、納付書または口座振替にて納めていただきます。

問 引き落としが中止となる場合は？

答 引き落としをされた後、市外へ転出、税額の変更、年金の支給停止などが発生した場合は、引き落としが中止となり、納付書や口座振替にて納めていただくことがあります。

なお、前述以外の理由で年金から引き落としの中止を希望されても、地方税法の規定によりできないこととなつていてますので、ご理解をお願いします。

年少者の扶養控除がなくなります

- 国の税制改正により、平成24年度住民税（市・県民税）について次のとおり変更になりました。
- ①年少者（0歳～15歳）を扶養している場合、これまで1人当たり33万円を扶養控除として計上できましたが、扶養控除の対象とならなくなりました。
 - ②16歳～18歳の人を扶養している場合、これまで1人当たり45万円を特定扶養控除として計上できましたが、他の扶養控除と同じく、1人当たり33万円の控除額となります（19歳～22歳の人については変わりません）。
 - ③扶養している年少者がしょうがい者の場合は、扶養控除は受けられなくなりますが、障害者控除は受けることができます（普通しょうがい者1人当たり26万円。特別しょうがい者1人当たり30万円。特別しょうがい者と同居している場合、1人当たり23万円加算）。

【参考】税務課 市民税・国民健康保険料グループ(☎65-6524)